

によつて影響されないものとする。

別表第2に備考として次のように加える。

(備考) この表における学校の名称は、平成17年9月30日における名称とし、その後におけるそれらの名称の変更によつて影響されないものとする。

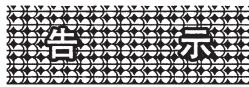
別表第3に備考として次のように加える。

(備考) この表における学校の名称は、平成17年9月30日における名称とし、その後におけるそれらの名称の変更によつて影響されないものとする。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

教育振興課



長野県告示第416号

平成17年10月1日から下伊那郡上村及び同郡南信濃村を廃し、その区域を飯田市に編入することに伴い、次のとおり飯田市及び下伊那郡の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

飯 田 市 110,589人

下伊那郡 67,803人

情報政策課統計室

長野県告示第417号

平成17年10月1日から東筑摩郡明科町、南安曇郡豊科町、同郡穂高町、同郡三郷村及び同郡堀金村を廃し、その区域をもって安曇野市を設置することに伴い、次のとおり安曇野市及び東筑摩郡の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

安曇野市 92,864人

東筑摩郡 38,858人

情報政策課統計室

長野県告示第418号

平成17年10月1日から小県郡長門町及び同郡和田村を廃し、その区域をもって同郡長和町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

小県郡長和町 7,807人

情報政策課統計室

長野県告示第419号

平成17年10月1日から上水内郡牟礼村及び同郡三水村を廃し、その区域をもって同郡飯綱町を設置することに伴い、次のとおり同町の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

上水内郡飯綱町 13,062人

情報政策課統計室

長野県告示第420号

平成17年10月11日から東筑摩郡本城村、同郡坂北村及び同郡坂井村を廃し、その区域をもって同郡筑北村を設置することに伴い、次のとおり同村の人口を告示します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

東筑摩郡筑北村 6,049人

情報政策課統計室

長野県告示第421号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 訪問介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
訪問介護サービス創想	佐久市湯原字大平1548番地7	平成17年9月1日
訪問介護事業所塩野	北佐久郡御代田町大字塩野867番地1	〃 〃

(2) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
老人デイサービスセンターノーマライ若里	長野市若里五丁目5番5号	平成17年9月1日
在宅介護てまり	岡谷市神明町一丁目2番2号	〃 〃
宅老所たっちゃん家	北佐久郡御代田町大字塩野867番地1	〃 〃
宅老所ちゃ・茶	南安曇郡豊科町大字豊科5671番地	〃 〃
宅幼老所めぐみ	上高井郡小布施町大字都住197番地	〃 〃

(3) 通所リハビリテーション

事業所の名称	所在地	指定した年月日
学校法人四徳学園長野医療技術専門学校附属リハビリテーションクリニック	長野市川中島町今井原11番地8	平成17年9月1日

(4) 短期入所療養介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
英駿会大久保クリニック	松本市島内松島3533	平成17年9月1日

(5) 認知症対応型共同生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
グループホーム川田の宿	長野市若穂川田1358番地1	平成17年9月1日

(6) 特定施設入所者生活介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
ケアハウス南長野	長野市川中島町今井原11番地8	平成17年9月1日

2 指定居宅介護支援事業者

事業所の名称	所在地	指定した年月日
株式会社大栄産業長野居宅介護支援事業所	長野市南県町1041番地 新建新聞社第2ビル4階	平成17年9月1日
居宅介護支援事業所フラワー伊那	伊那市伊那部下新田3083番地1	〃 〃
居宅介護支援事業所塩野	北佐久郡御代田町大字塩野867番地1	〃 〃
居宅介護支援事業所フラワー諏訪	諏訪郡下諏訪町6188番地1	〃 〃

高齢福祉課

長野県告示第422号

障害者の生活圏拡大支援事業補助金交付要綱（昭和53年長野県告示第519号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

第9中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

障害福祉課

長野県告示第423号

身体障害者補助犬給付要綱（平成16年長野県告示第96号）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

第14中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

障害福祉課

長野県告示第424号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条の規定により認定した救急診療所は、次のとおりです。
平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

名称	所在地	認定の有効期限
慶友整形外科	飯田市上郷別府3367-8	平成20年8月31日

医務課

長野県告示第425号

平成11年長野県告示第182号(環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令に基づく騒音に係る環境基準の類型及び地域の指定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。
平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

本則の表のAの項中

北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域
----------	-------------

を

安曇野市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の安曇野市1の項の地域
北佐久郡軽井沢町	第一種低層住居専用地域

に、

上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
南安曇郡豊科町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡豊科町の項の地域
南安曇郡穂高町	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の南安曇郡穂高町1の項の地域

を

上伊那郡辰野町	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域
---------	---

に改め、同表のBの項中

東御市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
-----	-----------------------

を

東御市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
安曇野市	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の安曇野市2の項の地域

に、

東筑摩郡坂井村	付表の東筑摩郡坂井村1の項の地域
南安曇郡豊科町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域
南安曇郡穂高町	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の南安曇郡穂高町2の項の地域

を

東筑摩郡坂井村	付表の東筑摩郡坂井村1の項の地域
---------	------------------

に改め、同表のCの項中

北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域
----------	--------

を

安曇野市	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の安曇野市3の項の地域
北佐久郡軽井沢町	近隣商業地域

に、

東筑摩郡坂井村	付表の東筑摩郡坂井村2の項の地域
南安曇郡豊科町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域
南安曇郡穂高町	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の南安曇郡穂高町3の項の地域

を

東筑摩郡坂井村	付表の東筑摩郡坂井村2の項の地域
---------	------------------

に改め、同表の付表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市1	安曇野市のうち、次に掲げる地域 ア 豊科の一部 イ 豊科南穂高の一部 ウ 豊科高家の一部 エ 豊科田沢の一部 オ 豊科光の一部 カ 穂高の一部 キ 穂高北穂高の一部 ク 穂高有明の一部 ケ 穂高牧の一部 コ 穂高柏原の一部
安曇野市2	安曇野市のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部

安曇野市 3	安曇野市のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部
--------	--

本則の表の付表の南安曇郡豊科町の項から南安曇郡穂高町 3 の項までを削る。

地球環境課

長野県告示第426号

昭和50年長野県告示第97号（騒音規制法の規定に基づく規制地域及び規制基準等指定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中 康夫

第1表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	第一種低層住居 専用地域 第二 種低層住居専用 地域 付表の安 曇野市の項の 1 の地域	第一種中高層住居 専用地域 第二種 中高層住居専用 地域 第一種住居地 域 第二種住居地 域 準住居地域 付表の安曇野市の 項の 2 の地域	近隣商業地域 商業地域 準工 業地域 付表の 安曇野市の項の 3 の地域	工業地域 付表 の安曇野市の項 の 4 の地域
------	---	---	--	-------------------------------

第1表の東筑摩郡明科町の項、南安曇郡豊科町の項及び南安曇郡穂高町の項を削り、同表の付表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	1	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部 カ 明科七貴の一部
	2	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 豊科の一部 イ 豊科高家の一部 ウ 豊科南穂高の一部 エ 豊科田沢の一部 オ 穂高の一部 カ 穂高北穂高の一部 キ 穂高有明の一部 ク 穂高牧の一部 ケ 穂高柏原の一部 コ 明科光の一部 サ 明科中川手の一部 シ 明科東川手の一部
	3	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高柏原の一部 オ 明科中川手の一部
	4	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部

第1表の付表の東筑摩郡明科町の項、南安曇郡豊科町の項及び南安曇郡穂高町の項を削る。

第3表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 付表の安曇野市の項の1の地域	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 付表の安曇野市の項の2の地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 付表の安曇野市の項の3の地域
------	--	--------------------------------------	---------------------------------------

第3表の東筑摩郡明科町の項、南安曇郡豊科町の項及び南安曇郡穂高町の項を削り、同表の付表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	1	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 豊科の一部 イ 豊科南穂高の一部 ウ 豊科高家の一部 エ 豊科田沢の一部 オ 豊科光の一部 カ 穂高の一部 キ 穂高北穂高の一部 ク 穂高有明の一部 ケ 穂高牧の一部 コ 穂高柏原の一部 サ 明科七貴の一部
	2	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部 カ 明科光の一部 キ 明科中川手の一部 ク 明科東川手の一部
	3	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 穂高の一部 イ 穂高北穂高の一部 ウ 穂高有明の一部 エ 穂高牧の一部 オ 穂高柏原の一部 カ 明科中川手の一部

第3表の付表の東筑摩郡明科町の項、南安曇郡豊科町の項及び南安曇郡穂高町の項を削る。

地球環境課

長野県告示第427号

昭和50年長野県告示第114号（悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準を指定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田 中 康 夫

第1表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	付表の安曇野市の項の1の地域	付表の安曇野市の項の2の地域
------	----------------	----------------

第1表の南安曇郡穂高町の項を削り、同表の付表の東御市の項の次に次のように加える。

安曇野市	1	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 市道穂高57号線、国道147号線、市道穂高120号線、穂高川堤防、烏川堤防、市道有明1号線、県道小岩岳穂高停車場線及び
------	---	---

J R大糸線に囲まれた地域
イ 市立穂高南小学校、市立穂高北小学校及び市立北穂高保育園の各敷地とそれぞれの周囲50メートルまでの地域
ウ 穂高川堤防、国道147号線、県道下木戸有明停車場線、同線の穂高北穂高1793番地と県道原木戸有明停車場線の穂高北穂高3194番地4とを結ぶ線、市道北穂高92号線、市道有明35号線及びJ R大糸線に囲まれた地域
エ 市道有明93号線、同95号線、同96号線及び同98号線に囲まれた地域
オ 市道西穂高90号線、県道塚原穂高停車場線、市道西穂高406号線及び同71号線の穂高柏原2820番地1と同90号線の穂高柏原3285番地6とを結ぶ線に囲まれた地域

	2	安曇野市の地域のうち、次に掲げる地域 ア 市道有明2号線、同53号線、同線の穂高有明7406番地3と穂高有明7411番地5とを結ぶ線及び市道有明2号線の穂高有明7411
--	---	---

	番地1と穂高有明7411番地5とを結ぶ線に 囲まれた地域
イ	J R大糸線、烏川堤防、市道有明209号 線、同168号線及び同線の穂高有明4579番 地1とJ R大糸線の穂高有明4547番地とを 結ぶ線に囲まれた地域
ウ	烏川堤防、市道穂高137号線、同200号線 及び同203号線に囲まれた地域
エ	穂高8104番地4、8104番地6、8104番地 7及び8080番地1に囲まれた地域
オ	烏川堤防、市道西穂高276号線、同線の 穂高牧1138番地と穂高牧785番地2を経て 穂高牧775番地とを結ぶ線に囲まれた地域
カ	市道西穂高67号線、同99号線、同107号 線及び樽川に囲まれた地域
キ	市道北穂高1号線、同20号線、同29号線 及び同22号線に囲まれた地域

第1表の付表の南安曇郡穂高町の項を削る。

第2表及び第3表中「東御市」を「東御市 安曇野市」に、「上伊那郡辰野町 南安曇郡穂高町」を「上伊那郡辰野町」に改める。

地球環境課

長野県告示第428号

昭和57年長野県告示第415号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

長野県告示第430号

昭和46年長野県告示第187号（農地法第6条第1項第2号の規定による面積を指定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田中 康夫

別記中「大鹿村 上村 南信濃村」を「大鹿村」に、「及び旧上久堅村」を「、旧上久堅村、旧上村、旧木沢村及び旧和田組合村」に、「長門町 真田町 武石村 和田村 青木村のうち旧青木村の地域」を「真田町 武石村 青木村のうち旧青木村の地域 長和町」に、「東筑摩郡 明科町のうち旧上川手村、旧中川手村、旧東川手村及び旧陸郷村の地域 本城村 坂北村 麻績村 坂井村 生坂村」を「南安曇郡 豊科町のうち旧上川手村の地域」に、「東筑摩郡 本城村 坂北村 麻績村 坂井村 生坂村」に、「牟礼村 三水村 小川村 中条村」を「小川村 中条村 飯綱町」に、「東御市 東御市のうち旧北御牧村、旧滋野村、旧祢津村及び旧和村の地域」を「東御市 東御市のうち旧北御牧村、旧滋野村、旧祢津村及び旧和村の地域 安曇野市 安曇野市のうち旧上川手村、旧中川手村、旧東川手村及び旧陸郷村の地域」に、「東筑摩郡 明科町のうち旧七貴村の地域 波田町 山形村 朝日村 南安曇郡 豊科町のうち旧豊科町、旧高家村及び旧南穂高村の地域 穂高町 三郷村 堀金村」を「東筑摩郡 波田町 山形村 朝日村」に、「塩尻市 塩尻市のうち旧塩尻町、旧片丘村、旧広丘村、旧宗賀村及び旧洗馬村の地域」を「塩尻市 塩尻市のうち旧塩尻町、旧片丘村、旧広丘村、旧宗賀村及び旧洗馬村の地域 安曇野市 安曇野市のうち旧七貴村、旧豊科町、旧高家村、旧南穂高村、旧穂高町、旧有明村、旧西穂高村、旧北穂高村、旧温村、旧明盛村、旧小倉村、旧烏川村及び旧三田村の地域」に改める。

農政課

平成17年 9月29日

長野県知事 田中 康夫

「東筑摩郡明科町 麻績村」を「東御市 安曇野市」に、「南安曇郡豊科町 穂高町」を

「東筑摩郡麻績村」に、「牟礼村」を「飯綱町」に改める。

地球環境課

長野県告示第429号

昭和58年長野県告示第405号（公害の防止に関する条例に基づく深夜における騒音防止区域の指定）の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年 9月29日

長野県知事 田中 康夫

「南安曇郡三郷村 北安曇郡松川村」を「北安曇郡松川村」に改める。

地球環境課

長野県告示第431号

昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

別記2中「千曲市 千曲市のうち旧稲荷山町の地域」を「千曲市 千曲市のうち旧稲荷山町の地域 安曇野市 安曇野市のうち旧東川手村の地域」に、
「東筑摩郡 明科町のうち旧東川手村の地域 生坂村のうち旧広津村の地域」を「東筑摩郡 生坂村のうち旧広津村の地域」に改める。

「小県郡 丸子町 長門町 真田町 和田村 青木村」

別記3中「及び旧上郷村」を「、旧上郷村、旧上村及び旧和田組合村」に、

「安曇野市 安曇野市のうち旧中川手村、旧陸郷村及び旧北穂高村の地域 小県郡 丸子町 真田町 青木村 長和町」

に、

「大鹿村 上村」を「大鹿村」に、「明科町のうち旧中川手村及び旧陸郷村の地域 本城村」を「本城村」に、
「南信濃村」

「南安曇郡 穂高町のうち旧北穂高村の地域 北安曇郡 八坂村のうち旧広津村の地域」を「北安曇郡 八坂村のうち旧広津村の地域」に改める。

別記4中「南佐久郡 小海町」を「安曇野市 安曇野市のうち旧上川手村、旧七貴村、旧豊科町及び旧穂高町の地域 南佐久郡 小海町」に、

「東筑摩郡 明科町のうち旧上川手村及び旧七貴村の地域 坂井村 南安曇郡 豊科町のうち旧豊科町及び旧上川手村の地域 穂高町のうち旧穂高町の地域」を「東筑摩郡 坂井村」に、「牟礼村」を「飯綱町」に改める。

農政課

長野県告示第432号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の21第2項の規定により、指定確認検査機関の確認検査の業務を行う事務所の変更の届出がありました。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 変更内容
変更前の事務所の所在地 須坂市大字須坂字山崎812番地2
変更後の事務所の所在地 須坂市大字須坂164番地1
- 3 変更年月日
平成17年10月3日

建築管理課

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

- 1 指定確認検査機関の名称及び住所
財団法人長野県建築住宅センター
長野市篠ノ井御幣川306番地1
- 2 1の指定確認検査機関に係る指定の区分
建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令(平成11年建設省令第13号)第15条各号に掲げる区分
- 3 増加しようとする業務区域
(1) 東筑摩郡明科町の全域
(2) 上田市、東御市及び小県郡の全域
- 4 確認検査の業務を行う事務所の所在地
(1) 3の(1)の業務区域 松本市大字島立988番1
(2) 3の(2)の業務区域 上田市天神4丁目17番地3号
- 5 業務区域を増加しようとする年月日
(1) 3の(1)の業務区域 平成17年10月1日
(2) 3の(2)の業務区域 平成18年3月1日

建築管理課

長野県告示第433号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第77条の22第1項の規定により、指定確認検査機関の業務区域の増加を次のとおり認可しました。

長野県教育委員会告示第9号

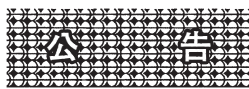
昭和39年長野県教育委員会告示第9号(教科用図書の採択地区の設定)の一部を次のように改正し、平成17年10月1日から施行します。

平成17年9月29日

長野県教育委員会

本則の表中「長門町 真田町 武石村 和田村」を「真田町 長和町 武石村」に、「大鹿村 上村 南信濃村」を「大鹿村」に、「明科町 波田町」を「波田町」に、「南安曇郡(豊科町 穂高町 三郷村 堀金村)」を「安曇野市」に、「牟礼村 三水村」を「飯綱町」に改める。

教学指導課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
一般事務用ページプリンタ16台及び周辺機器一式
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
- (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
- (5) 入札方法
1台1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者となります。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス

(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026(235)7071

4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成17年10月13日 午前11時
イ 場所 長野県庁 西庁舎403号会議室
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成17年10月12日 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県企画局情報政策課
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の可否
要します。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年9月29日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
ロータリ除雪車(2.2m級) 3台
- (2) 物品等の特質
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成18年2月15日
- (4) 納入場所
大町・長野・飯山各建設事務所